

第7回 利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会概要

実施日：令和3年5月26日(水)

開催状況：新型コロナウイルス感染拡大防止のため第7回協議会は書面開催とした。

(1) 協議会議題

- 1) 気象庁東京管区气象台からの情報提供
- 2) 協議会規約の改定(案)について
- 3) 取組状況に関するフォローアップについて
- 4) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針の改定について
- 5) 今後の予定について

(2) 協議内容

- ・資料内容を確認し、質問等があれば事務局に連絡する。
- ・今後も様々な機会において情報共有する。
- ・引き続き、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災のための取組を推進する。
- ・協議会開催について、高齢者福祉部局や保健福祉部局と情報共有を図る。
- ・協議会規約改定について了承

鉄道事業者、水資源機構利根導水事務所、各气象台が構成員に追加。

- ・令和2年度までに各構成員が実施した取組内容の報告及び取組事例の共有。
- ・協議会設立から5年間の取組達成状況とりまとめ。
- ・利根川上流域の減災に係る取組方針の改定について

- 改定のポイント
- 1) 第1期取組方針「達成すべき目標」及び「目標達成するための3本柱」を継承
達成すべき目標：「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」
目標達成するための3本柱：「避難行動のための取組」、「水防活動の取組」、「排水活動の取組」
 - 2) ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する第1期の取組を継続
 - 3) 目標期間は5か年
 - 4) 取組は継続中のため、目標期間にメリハリをつける

※令和3年5月20日に「避難情報に関するガイドライン」の改定があったことから、資料6-2 取組方針について、埼玉県より以下の意見があり、取組方針等へ反映。

意見：資料6-2 P32以降は、令和3年度以降の取組を記載しているため、「16 住民等への情報伝達方法の改善」、「19 避難勧告等の発令基準の改善」、「H 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成」で用いている「避難勧告」の標記を、「避難指示」に修正をした方がよいのではないかと。

【今後の予定】

- ・改定した取組方針に基づき、第1期の取組を各構成機関により組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・取組について、進捗状況を確認し、継続的なフォローアップを実施する。
- ・「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考え方に立ち、引き続き「水防災意識社会の再構築に向けた取組」を進める。